

令和4年分 確定申告 をされた方へ

納付
される方へ

申告所得税
及び復興特別所得税

納期限

令和5年
3月15日 水

振替日
(振替納税をご利用の方)

令和5年
4月24日 月

消費税及び
地方消費税
(個人事業者)

令和5年
3月31日 金

令和5年
4月27日 木

振替納税をご利用でない方

申告書の提出後に、納付書の送付
やお知らせ等はありません。
納税は簡単・便利な振替納税又は
その他の納付方法(※)で納期限までに
納付してください。

振替納税をご利用の方

事前に預貯金口座の残高をご確認
ください。
※ 残高不足等で振替納税できなかった場合は、
納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、
延滞税の納付が必要となる場合があります。

還付
の方へ

還付金のお支払いは申告書を提出してから、
1か月から1か月半程度時間がかかる場合があり
ます。あらかじめご了承ください。

納税は簡単・便利な
振替納税(口座振替)で!

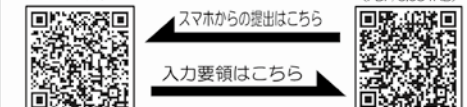
- ✓ 振替日に預貯金口座からの引落しにより自動的に納付ができます。
- ✓ 現金を持参する必要がなく安全です。
- ✓ 一度手続をすれば、翌年以降も継続して利用できます。

振替納税を始めるには

「振替依頼書」を納期限までに送信いただく
だけです(初回のみ)。

振替依頼書は、スマホやパソコンから押印なし
にオンラインで送信できます。

※ PCでの提出は、<https://www.e-tax.nta.go.jp> から
アクセスできます。
※ 「振替依頼書」を所轄の税務署に書面で提出することも
可能です。



※ その他の納付方法に、ダイレクト納付やクレジットカード納付、
インターネットバンキング等による納付、スマホアプリ納付などが
あります。詳しくは国税庁ホームページの「国税の納付手続」をご
覧ください。

国税 納付手続 検索

国税の納付は
スマホアプリ納付で!

スマホアプリ納付とは?

スマートフォン決済専用のWeb サイト
(国税スマートフォン決済専用サイト) から、
Pay 払いを選択して納付する手続です。
決済専用サイトに直接アクセスして納付できます。(※1)
なお、e-Tax で申告データを送信後、受信通知(納付区分番号
通知) から決済専用サイトにアクセスして納付することもできます。

- ✓ 全ての税目で納付可能! (※2)
- ✓ 事前の届出不要!
- ✓ いつでも、どこでも納付可能! (※3)
- ✓ 決済手数料なし! (※4)

※1 源泉所得税及び復興特別所得税(自主納付分)は、e-Tax で取高計算データを送信後、
受信通知から納付を行う場合のみ可能
※2 印紙の貼付けを必要とする自動車重量税、登録免許税(いずれも強制徴収分以外)は利用できません。
※3 各決済アプリのシステムメンテナンスにより利用できない時間帯があります。
※4 ご利用にかかる通信料は自己負担となります。

利用可能なスマホアプリ決済

PayPay d払い au PAY
LINE Pay Pay amazon pay

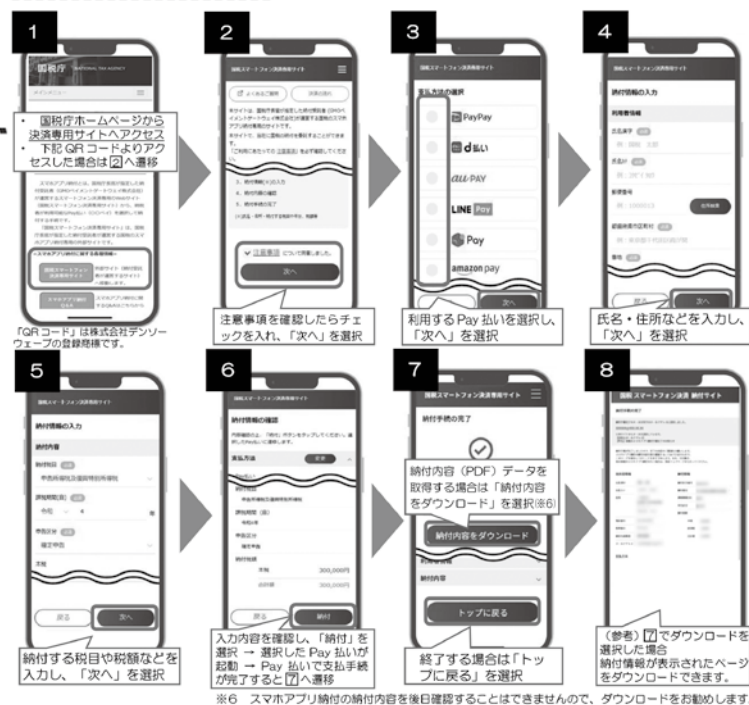
ご利用に当たっての注意事項

- 税務署や金融機関、コンビニの窓口で利用できません。
- 領収書は発行されません。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、
事前に利用するPay 払いへのアカウント登録及び残高への
チャージが必要です。
- 一度の納付で利用上限金額は30万円です。(※5)

※5 利用するPay 払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。

大阪国税局・税務署 R5. 1

ご利用手順-直接アクセスする場合-



フィッシング詐欺にご注意ください!

1. 国税スマートフォン決済専用サイトにアクセスする際は、国税庁ホーム
ページの「税の情報・手続・用紙」納税・納税証明書手続>国税の納付手
続>スマホアプリ納付」からアクセスしてください。

こんにちは!

地域包括支援センターです。

STOP! 高齢者虐待

○高齢者虐待とは

高齢者虐待とは、高齢者の権利や生命、健康、財産が損なわれるような状況をいい、深刻な社会問
題になっています。「高齢者虐待防止・養護者支援法」によって、高齢者の権利が守られています。

○どんな場合が高齢者虐待にあたりますか?

高齢者虐待には、次の5つがあります。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行等を加えること。 (例)暴力をふるう、無理やり食事を口に入れる等
介護・世話の放任・放棄	高齢者を衰弱させるような長時間の放置など、介護を行うものが養護(世話)を著しく 怠ること。 (例)入浴しておらず悪臭がする、治療が必要なのに病院に連れて行かない等
心理的虐待	高齢者に対する暴言や拒否的な対応により著しく心に傷を負わせること。 (例)怒鳴る、ののしる、家族の団らんに入れない等
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること。 (例)人前で排泄をさせたりおむつを交換する、下半身を裸のままにする等
経済的虐待	高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 (例)年金や預貯金を無断で使う、支払うべき費用が未払い等

○高齢者虐待に気づいたら

高齢者虐待の相談窓口は市町村になります。高齢者虐待は、未然防止・早期発見がとても大切です。
高齢者虐待の原因の一つに介護者の心の疲労があります。介護は長期間に渡ることが多く、家族だけで
行うには限界があります。一人で抱え込まず、地域包括支援センターや専門機関、身近な方へ相談して
みましょう。気になることがありましたら、次の連絡先まで連絡・相談をお願いします。(相談者・通報者
の秘密は守ります)

■お問合せ 日高川町地域包括支援センター ☎22-9633

**軽自動車税(種別割)の課税基準日は
4月1日です**

軽自動車税(種別割)は、その年の4月1日に軽自動車等をお持ちの方にかかる税金です。

名義変更や廃車などのお手続きは、4月1日以前に行ってください。

手続きをされないと、いつまでも軽自動車税が課税されます。ご注意ください。

原付バイク等をスクラップや廃品回収に出すときは、ナンバープレートを取り外し、廃車届の手続きを確実に行ってください。
また、古くなって使用しない農耕用トラクターやバイクも、同様に廃車届を出してください。

現在お持ちの乗用装置のある農耕用トラクターやコンバイン、フォークリフトなどの小型特殊自動車は、軽自動車
税が課税されます。公道走行の有無にかかわらずナンバープレートが付いていないものがありましたら、すみや
かに申請し交付を受けてください。

■お問合せ 税務課 ☎22-8841